

地方自治体の臨時職員・非常勤職員の待遇改善と
雇用安定のための法改正に関する意見書

自治体の臨時・非常勤職員は、いまや3人に1人となり、全国では約70万人に上ります。それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため官製ワーキングプアとも言われ、雇止めに不安を感じながら日々の業務にあたっています。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館司書、公民館職員など多岐にわたります。その多くの職員が、恒常的業務に就いており地方自治体は臨時・非常勤職員の労働をなくして成り立ちません。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で、法の谷間におかれた存在となっています。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっています。

以上のことから、下記のごとく措置されるよう強く要望いたします。

記

1. 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
2. 臨時・非常勤職員に、パート労働法の趣旨を適用させる法整備をはかること。
3. 臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(平成25年12月19日 可決)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
消費者庁長官
内閣官房長官

あて

石川県野々市市議会